



滋賀県版

2021・4・15

No. 327

発行者

治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-4-4

平和と労働センター・全労連会館

滋賀県本部

〒520-0011

滋賀県大津市南志賀

2丁目4-5

TEL 077-515-7100

## 「総選挙勝利のための同盟躍進期間」の成功へ 滋賀の同盟会員の力をあわせましょう

同盟中央が「コロナ禍に打ち勝ち総選挙等勝利のための同盟躍進期間」（4月1日～5月31日）を呼びかけました『不屈』No.562号参照）。

これを受けて、滋賀の同盟としては、  
①国賠署名4000筆を最低、やり抜く（3月末到達1465筆）、②県本部、支部それぞれ5人の会員拡大（計30人）をやり抜く、③会費完納をすすめることにします。

国賠署名は衆院、参院のそれぞれに2000筆を提出したい（昨年、参院は嘉田由紀子が紹介議員に）と思います。四月が正念場です。署名集めに力を入れましょう。

- 私たちの運動の基本  
ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
- 一 治安維持法体制の復活に反対する
  - 二 国は戦前の治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
  - 三 国は治安維持法犠牲者に謝罪と賠償をおこなうこと

昨年十月に平山知子さん、今年三月には荻野富士夫さんを迎え、講演会を開き、同盟外の方の参加もありました。コロナ禍のもとでも会員を増やしてきました。私たちの学習と取り組みに自信を持ち、中央の新しい「入会申込書」を活用し、入会を広く働きかけましょう。

県同盟は5月22日に第33回県本部総会を予定しています。議案は、5月連休中には会員の手元に届けるべく努力します。国賠署名も会員拡大も新しい峰を築いて県本部総会を迎えましょう。会員みなさんのご協力を、心から訴えます。

まえがき

2001年8月15日、同盟県本部は『真実の歴史を21世紀に』を刊行し、「滋賀の平和と進歩の伝統」を明らかにした。

滋賀県での治安維持法犠牲者は在日朝鮮人の張載達氏だけであるが、「滋賀の民衆の闘い」を掘り起こそうと言う気持ちからの刊行であった。しかしこの時から20年近く経ち、多くの同盟員が「滋賀の平和と進歩の伝統」を知らないという。

そこで『不屈』滋賀県版で「滋賀の平和と進歩の伝統」に若干の補筆を加え、を改めて紹介することとした。

会員、読者のみなさんのさらなる補強を願ってやまない。

### 竹橋事件に参加した滋賀の兵士たち

日本の近代史は明治維新（一八六八年）にはじまる。（中略）変革の徹底を求め

る人民の要求はやがて自由民権運動として発展した。

自由民権運動に先立って、一八七八（明治十一）年の竹橋事件があった。

竹橋事件（竹橋暴動ともいう）は、近衛砲兵第一大隊の兵士が主力となって①西南戦争の褒賞の不公平、

②財政困難を理由とした給与削減、③徴兵制にともなう生活不安などに抗議し、待遇改善を訴えた日本ではじめての兵士の反乱である。

蜂起した兵士たちは鎮圧され、死刑五十五人をはじめ三百六十一人が処刑された。

東京・青山の反乱兵士たちの顕彰碑に、沢地久枝氏は記している。

「徴兵制への根本的な疑問、明治維新以後の政治に対する不満が天皇への直訴をふくんだ行動へ兵士たちを駆りたてていった。

生まれ在所の百姓一揆の伝統、のちの自由民権運動につながる志向も兵士らをかき立てる火であったと思われる。」

この反乱に参加し、死刑（銃殺）に処された滋賀県出身の兵士は、次の六人である。

- 馭卒 三添卯之助 24歳
- 蒲生郡三十坪村出身 六
- 左右衛門二男
- 馭卒 小川 弥蔵 25歳

甲賀郡長野村出身 市左衛門弟 平民 真言宗 築業

馭卒 谷 新四郎 24歳 野洲郡幸津川村出身 新右衛門四男 天台宗 平民

馭卒 松宮弁次郎 24歳 犬上郡尼子村出身 農長兵衛二男 真宗

馭卒 辻 亀吉 25歳 甲賀郡和田村出身 農弥助弟 浄土宗

砲卒 松井 善助 22歳 坂田郡長沢村出身 平民 善右衛門弟 日蓮宗

また愛知郡島川村出身の西村与三郎は準流十年に処され、岐阜監獄に服役した。

参考文献 沢地久枝『火はわが胸中にあり』 角川書店 麻生三郎『竹橋近衛暴動記 竜の軌跡』三部作 ラテイス

### 裁判所による治安維持法拡大解釈の怖さ

萩野富士夫氏の講演を聴いて

大津支部 芝川 源一郎

3月20日、平野市民センターで開かれた「2021年 平和と人権講演会」に参加しました。小樽商科大学名誉教授の萩野富士夫氏の講演。治安維持法などの研究で著名な学者で、著作の多数著しておられます。

今回の講演テーマは「治安維持法事件はどのように

裁かれたのか」検挙から判決へ」で、これまでの研究では捉えきれない「法制度としての治安維持法の全体像」を様々な資料を提示しながら解説いただきました。

これまで資料がないため説明が進んでいませんでしたが、それは裁判所が自ら処分（焼却）したからそうで、朝鮮半島には資料が残っており、研究も進んでいるようです。

「思想犯罪の処理の流れは以下のとおり。

- ① 特高警察による検挙、取り調べ
- ② 思想検察に送致され取り調べ、起訴、不起訴、起訴猶予などに分け
- ③ のちには直接裁判所で

公判になる件数が増えるが、大半はまず予審での取り調べが行われた。時間的にも数ヶ月から1年ほどかかる場合もあった。

のを「国体変革」を適用することが多くなったり、「目的遂行罪」を使ってどんどん拡大解釈を広げていったりと、時代の空気で一気と同じ方々を向くこの社会の怖さを感じます。それは現在に通じるものであると思います。

#### 注 目的遂行罪

特に戦後に廃止された予審制度は我々にはなじみのないもので、その解説は貴重なものでした。また悪名高い特高警察の拷問は検察や予審では取り上げられず、公判（裁判）で被告から暴露されることが多かったという事です。

1928年の治安維持法改正で新設された罪。合法左翼政党や労働組合を「共産党の外部団体」と認定して弾圧した。実態がなくとも思想検事が「外部団体」と認定すれば、この罪に問うた。

印象的だったのは、「潜在意識」で有罪になったり、調書を差し替えたり、などいい加減な取り調べが増えたり、当初は「私有財産の否認」の適用としていたも

遠方から訪ねてきた友人を泊め、その旅立ちに当たって餞別を渡した場合、その友人が共産党員であった場合（その事実を知ろうが知るまいが）、泊めた人は目的遂行罪で訴追された。



2021年 平和と人権 講演会  
講演 治安維持法事件はどのように裁かれたのか  
後学から後援へ  
講師 小樽商科大学名誉教授 萩野 富士夫 氏  
主催 治安維持法問題研究会 大津支部

## 日本軍「慰安婦」問題をめぐって

### 東近江市議会での

### 歴史の歪曲を許さない闘い

前月号で報告した滋賀県議会の「非難決議」に続き、東近江市議会でも提案された「韓国ソウル中央地裁の判決に対して断固たる措置を求める意見書」をめぐる闘いの報告をします。

私たちは、この問題を県議会「非難決議」の二の舞を許してはならない、広く市民や市職員に知らせ、議会内外で議論がなされ、反対の世論が少しでも広く形成されるように、という思いで取り組みました。この東近江市のたたかいに私も参加し、議会傍聴やアピール行動など二週間の間に4度も、大津から八日市へ足を運

ぶことになりました。

東近江市議会の意見書は、「従軍慰安婦」の事実すら「政治的に作られたもの」と否定する極めて酷い「意見書」です。最終的にはこの意見書が多数で可決されるという残念な結果に終わりましたが、私は超短期の取組みにもかかわらず議会内外での運動の広がりを実感することができ、やりがいある闘いだったと思います。

市議会最終日の討論は、反対討論に立つのは共産党だけかと予想していましたが、共産党以外の3人の議員も反対討論を行いました。

保守系の太陽クラブの辻議員は1週間前の総務委員会では棄権に回りましたが、本会議では「日韓関係の悪化をおおるような内容の意見書には反対、従軍慰安婦の事実云々を市議会で議論すべきではない」と述べました。この会派の議員は2人が反対、1人は棄権、賛成は1人だけでした。

新政無所属の会（立憲系）の二人の議員も反対討論に立ちました。井上議員は国連の度重なる勧告や河野談話に触れて「人権侵害を許さないという立場から意見書に反対」と表明。西澤議員は「古くから東近江と朝鮮は深い関係で結ばれてきており、このような友好関係を壊す意見書には反対」と述べました。

共産党の廣田議員は河野談話や個人請求権を認めた政府答弁の立場に立つて最悪の人権侵害を救済するために日韓の政府が努力することが必要と指摘し、「植民地支配の歴史に正面から向き合い、歴史の歪曲を許さない立場に市議会が立つことを求めたい」と訴えました。

採決結果は、過半数を占めている保守最大会派と公明の二人も賛成に回った結果、賛成16、反対7、棄権1で可決されました。

意見書を採択させられたことは残念の極みですが、この討論を傍聴席で20人の仲間と共に聞いていて、私たちの運動がこの議会の討論に確かに生きていけると確信を持つことができて、胸が熱くなり

ました。

審議経過も、県議会とは大きく異なります。東近江市議会では15日の本会議提案時に提案者と共産党の二人の議員との間で質疑が行われ、17日の総務委員会に付託されてさらに委員会所属の議員間で議論されました（委員会では賛成5、反対1、棄権1）。さらに、最終日の本会議では5名が討論しました。県議会では、提案理由の説明も、質疑も賛成の討論もなく、もちろん委員会にも付託されず、14分間で処理されたことと比べると十分な審議が行われたと評価できます。

### 短期間に広がった市民運動

市民の側は、意見書提

案の動きがわかるとただちに行動に立ち上がりました。3月10日には東近江市民有志が提案者の山本議員に対し、提案をやるべきよう要請を行いました。さらに県議会の非難決議に反対して有志で結成した「滋賀県議会ウォッチアクション」と、東近江市民有志の会が共催して、3月15日には市役所前での昼休みスタンディングアピール集会を行いました、42名が参加。本会議や委員会の傍聴行動、市議会議長や各議員へのfaxや電話、メールでの要請行動をそれぞれの立場で展開しました。25日には市役所前での早朝宣伝を行い、24名で500枚のチラシを市役所職員などに配布し、アピールしました。

また21日には大津市内で河かおるさん（滋賀県立大学）の学習講演会を開き、会場いっぱい参加を得て、日本軍「慰安婦」問題の本質と国家による人権侵害を許さないソウル地裁判決の意義を学びました。

中日新聞と京都新聞も私たちの活動を詳しく報道し、世論形成に大きな力になりました。

### 国会でも有村参院議員が河野談話を否定する質問

このような東近江市議会の動きの一方で、国会では3月22日の参議院文教科学委員会で、有村治子議員（実兄は滋賀県議、実弟は愛荘町長）が、慰安婦問題を取り上げて質問しています。有村議員

はソウル地裁判決と、山川出版社が中学校の歴史教科書で「従軍慰安婦」という言葉を復活させたことを攻撃し、「いわゆる強制連行を直接示すような記述はこれまで見つかっていない」という政府答弁を引き出し、河野談話を否定するよう主張しています。

今回のソウル地裁判決に対する歴史修正主義の側の攻撃は、まず1月15日に自民党外交部会の「非難決議」に始まっています。そしてこの有村質問をみると、河野談話など従来の政府見解をひっくり返そうという大きな力が動いていることがわかります。滋賀県議会の非難決議や東近江市議会の意見書は全国で初めてのものですが、これは今

後県内市町や全国に広がる可能性があります。

**歴史の歪曲を許さない たたかいを強めよう**

滋賀民報によれば、「意見書」提案者の山本議員は神道政治連盟(神政連)に属しており、日本会議や神政連の影も見えてきません。県議会の「非難決議」提案者の奥村県議は地方議員で構成する日本会議近畿ブロックの副会長であり、同じく提案者の川島県議は事務局次長を務めています。滋賀県では衆議院4小選挙区ごとに日本会議の支部がつけられています。

今国会では、高市早苗など日本会議の国会議員メンバーが中心となって国旗損壊罪の新設を求め

る動きが急浮上しています。侵略戦争と植民地支配の歴史を歪曲しようとする流れが強まっているとき、これに抗し、歴史のねつ造を許さない闘いを強めることが各分野、各戦線の運動に求められていることを改めて実感した闘いでした。

(高田直樹)

**おことわり**

今号は高田直樹さんの「在日朝鮮人問題」に関する論考は休載しました。

**滋賀と朝鮮**

**生活保護闘争③**

61

河 かおる

また不安な新年度が始まりました。季節が一巡して、一年前の大学でのドタバタが鮮明に思い出されますが、組織としての進歩のなさに、ますますしんどい気持ちになります。何とか第4波が低く収まることを祈るばかりです。

さて今回は、前回に引き続き、生活保護政策に対する在日朝鮮人側の対応、運動について、金耿昊「一九五〇年代前半における在日朝鮮人生活保護受給者の急増とその背景——在日朝鮮統一民主戦線の「生保闘争」を中心に」(『在日朝鮮人史研究』四五、二〇一五年)を参考にさせていただきます。前回の最後に、一九五一

年八月に厚生省社会局保護課による在日朝鮮人の生活保護実態の全国調査が初めて実施されたと述べましたが、以後、日本人、朝鮮人別に生活保護の実態の統計が出されるようになり、朝鮮人の被保護率の高さが政府により問題視されていきます。その統計は表のとおりです。

表で見られるように、被保護朝鮮人の実人員、保護率、保護費のいずれも、一九五一年八月以後、どんどん増えて、一九五五年十二月には人数と保護率については二倍以上、保護費に至っては五倍近くになり、在日朝鮮人の四人に一人が生

表 在日朝鮮人の生活保護受給状況 (1951年8月~1955年12月)

	被保護朝鮮人						全保護者中の朝鮮人割合 (%)	全保護費総額に占める割合 (%)
	実人員 (人)	指数	保護率 (%)	指数	保護費 (円)	指数		
1951年8月	59,968	100.0	10.81	100.0	48,034,368	100.0	2.93	2.57
1952年9月	74,911	124.9	13.12	121.4	82,205,994	171.1	3.59	3.16
1953年9月	97,839	163.2	17.70	163.7	124,019,450	258.2	5.05	3.92
1954年9月	123,918	206.6	21.94	203.0	179,263,114	373.2	6.58	5.47
1955年9月	137,472	229.2	23.93	221.4	210,832,331	438.9	7.04	5.75
1955年12月	138,972	231.7	24.06	222.6	239,263,811	498.1	7.24	5.76

出典：福田芳助「在日朝鮮人の生活保護について」『親和』33、1956年 (金耿昊編『在日朝鮮人生活保護資料 2』緑蔭書房、2013年、所収)

全体の被保護者に占める朝鮮人の割合も七・二四%に上りました。ちなみに、滋賀県のデータは別の機会に示すつもりですが、保護率はこの表に示した朝鮮人の全国平均よりさらに高いということだけ述べておきます。今回は、このような数字の推移の背景に何かあるのかを見て行きます。

**◆民戦活動期**

一九五一年一月に発足した在日本朝鮮統一民主戦線(民戦)は、朝鮮戦争が継続する中、祖国防衛闘争を主たる課題とし、日本共産党民族対策部の指導を受けつつ運動を展開しました。一九五二年四月のサンフランシスコ講和条約の発効により、在日朝鮮人は日本国籍を喪失し、生活保護を受ける権利を失いますが、そ



奈良刑務所物語  
 治安維持法で  
 囚われた人々

先達のいのち賭けたる闘い  
 ありて  
 今日 われ ここにあり

定価 [本体一二〇〇円+税]  
 治安維持法同盟滋賀県本部・各支部で取り扱っています。

れをもつて保護を打ち切られることはなく、行政措置としての「準用」によって、（不服申立などの権利は認められないものの）保護は継続しました（連載59）。

しかし一九五一年十一月に施行されていた出入国管理令に「貧困者：等で国又は地方行政に負担をかける者」は退去強制すると明記されていたため、日本国籍を喪失し、外国人となつて同令が在日朝鮮人にも適用されるようになると、生活保護を受けていると退去強制されるのではないかとの懸念を生み、保護を辞退する者も出始めました（実際には生活保護Ⅱ退去強制ではない）。

民戦では、一九五二年二月の第三次全体大会以後、各地で生活困窮者の組織化を進め、生活保護受給を求める行政陳情を含む、生活

上の諸要求をかかげた生活権擁護闘争が組織的に展開されます。一九五三年七月の朝鮮戦争停戦後は、社会保障の争取が祖国防衛につながるという新たな意味が付与されます。在日朝鮮人の生活保護適用要求は日本共産党が掲げていた「三反闘争」（反米・反吉田・反再軍備）の一環として、日米相互防衛援助協定にともなう日本政府の軍事予算増大を阻止する闘争としての意味も付与され、運動が拡大して行つたのです。

実際に貧困な状況にあつても、生活保護受給は恥ずかしいし、日本人の反感も招いているからあまり騒ぎたくないという感情が朝鮮人の中にもありました。生活保護の受給は日本の再軍備を粉砕し祖国防衛にもつながるという意味付与によつて運動が拡大し、最初

に表で見たように、生活保護受給が急激に増えていくことになるのです。

一方で、この時期に、朝鮮人の生活保護受給に生活困窮の頭在化という根本原因とは別の意味を読み込む認識が日本社会に台頭したと金耿昊さんは指摘します。例えば一九五二年八月七日の『読売新聞』の見出しが「赤い朝鮮人に食われる血税」といった具合に。日本の治安当局が、朝鮮人の生活保護受給を「共産系分子」が「日本政府から戦いつつて工作資金に利用する戦術」とみなして、それが新聞報道を通じて一般社会にも伝達していったのです。

一九五三年一〇月の日韓会談決裂や「李承晩ライン」問題への報復措置として在日朝鮮人への生活保護打ち切りや退去強制をほのめかす動きも日本政府に出て来

ます。要するに、在日朝鮮人の生活困窮とは直接関係のない問題が引き金となつて、在日朝鮮人の生活保護受給がやり玉に挙げられたのです。

一九五三年末以後、在日朝鮮人の生活権擁護闘争は新たな局面を迎えることになりませんが、そこに入ると紙幅が足りなくなりそうなので、次回とします。